

議案第 9 号

令和 7 年度

佐倉市下水道事業会計予算書

令和7年度 佐倉市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度佐倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水区域内人口	155,974 人
(2) 年間総処理水量	18,952,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	51,923 m ³
(4) 主な建設改良事業	
拡張工事	9,848 千円
改良工事	253,650 千円
ポンプ場等改良工事	116,035 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	下水道事業収益	4,014,176 千円
第1項	営業収益	2,712,720 千円
第2項	営業外収益	1,241,456 千円
第3項	特別利益	60,000 千円
		支 出
第1款	下水道事業費用	4,009,141 千円
第1項	営業費用	3,821,990 千円
第2項	営業外費用	107,151 千円
第3項	特別損失	60,000 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,077,106千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	425,650 千円
第1項	企業債	339,500 千円
第2項	出資金	30,694 千円
第3項	国県支出金	39,171 千円
第4項	負担金	15,285 千円
第5項	その他資本的収入	1,000 千円
		支 出
第1款	資本的支出	1,502,756 千円
第1項	建設改良費	969,401 千円
第2項	企業債償還金	213,355 千円
第3項	投資その他の資産	300,000 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	中志津六丁目地先污水管渠取付管改築工事	49,980	令和7年度	29,988
				令和8年度	19,992
		千成二・三丁目地先污水管渠取付管改築工事	69,890	令和7年度	41,934
				令和8年度	27,956
		志津中継ポンプ場耐震補強・設備改築工事	827,653	令和7年度	60,793
				令和8年度	766,860

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
上下水道料金検針・徴収及び受付等業務委託	令和7年度から令和12年度まで	771,015
令和8年度污水人孔ポンプ清掃点検業務委託	令和7年度から令和8年度まで	21,563
高崎川第2一号枝線整備工事	令和7年度から令和8年度まで	132,159

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	110,100千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
印旛沼流域下水道事業債	229,400千円			
合計	339,500千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 273,678 千円 |
| (2) 交際費 | 100 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,490千円と定める。

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西田 三十五